

苫小牧市競争入札談合情報等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が競争入札（以下「入札」という。）に付そうとする売買、貸借、請負その他の契約に係る入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合等における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(入札担当部長への報告)

第2条 談合情報があったときは、談合情報報告書（様式第1号）により直ちに入札担当部長（談合情報に係る入札を執行する部の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

(事情聴取)

第3条 入札担当部長は、談合情報があったときは、直ちに当該入札に参加しようとする者その他の関係者から事情聴取を行わなければならない。

2 入札担当部長は、事情聴取が入札時までには終わることができないと認めるときは、入札執行時間を繰り下げ、又は入札日を延期した上で事情聴取を行うものとする。ただし、発注の遅れによる影響その他の理由により入札の執行時間を繰り下げ、又は入札日を延期することが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、入札の執行後直ちに事情聴取を行うものとする。

3 事情聴取の内容は、事情聴取書（様式第2号）に記載しなければならない。

(入札の執行及び誓約書等の提出)

第4条 前条の規定による事情聴取の結果、入札談合の事実があったと判断できないときは、入札の執行前には入札を執行し、入札の執行後には契約事務等を継続するものとする。

2 入札担当部長は、必要があると認めるときは、入札の執行前において入札に参加しようとする者から誓約書（様式第3号）を提出させるものとする。

3 入札担当部長は、必要があると認めるときは、入札時に見積書を合わせて提出させるものとする。

(入札の中止等)

第5条 入札担当部長は、第3条の事情聴取又は前条第3項の見積書により入札談合の事実があったと判断したときは、入札執行前には入札を中止し、入札の執行後で契約締結前には入札を無効とし、契約締結後には必要な措置を講じなければならない。

(文書による通知)

第6条 入札担当部長は、第3条第2項の規定により入札執行時間を繰り下げ、若しくは入札日を延期し、又は前条の規定により入札を中止したときは、その旨を入札に参加しようとする者に文書により通知しなければならない。

2 入札担当部長は、前条の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札に参加した者に文書により通知しなければならない。

(市長への報告)

第7条 入札担当部長は、第2条の報告を受けたときは、直ちに財政部長を経由し、市長に報告しなければならない。その後の事務取扱い、結果等についても同様とする。

(公正取引委員会への報告)

第8条 市長は、談合情報があったときは、様式第4号により速やかに公正取引委員会に報告するものとする。

(その他)

第9条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為（入札談合に関するものを除く。）があると疑うに足る事実があったときは、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

2 苫小牧市競争入札に関する談合情報取扱要領（平成7年12月19日設定）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
件 名	
入札（予定）日	平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者	・ 報道機関 ・ その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

様式第2号（第3条関係）

事 情 聴 取 書

件 名

業 者 名

事情聴取を
受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1 入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あったとすれば、どの様な内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。</p>	

様式第3号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

苫小牧市長 ○ ○ ○ ○ 様

会 社 名

代表社名

担当者名

今般の の競争入札に関し、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は行っていないことを誓約する
とともに、今後とも遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

